氷見市農業委員会　定例総会議事録

（平成３０年度　１２月度）

１　日　　時　　平成３０年１１月２６日（水）

開会：午後０時５８分

閉会：午後１時３２分

２　場　　所　　氷見市いきいき元気館２階　栄養学習室

３　出席委員　　１２名

2番　道淵　　登 3番　山下　壽明 4番　円戸　敏男

 5番　六田　敏夫　 6番　上出　義美 7番　両國　明美

9番　川上　悦男 11番　山下　　裕 12番　江添　良春

13番　大澤　昌弘 14番　扇谷　俊彦　15番　松村　　博

４　欠席委員　　３名

1番　中葉　　隆 8番　中嶋　知子 10番　寳住　與一

５　議　　題　　第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

第３号議題　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地

　　　　　　認定）について

６　職務のため出席した事務局等職員

３名

局　　長　石田　貢一

主　　査　清水　徹夫

臨時職員　嵐　由佳里

７　総会の概要

（事務局）　ただいまから、平成３０年度１２月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

（会長）　　挨拶　（略）

（事務局）　ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を川上会長職務代理者の主唱により、皆様でお願いいたします。

………農業委員会憲章の朗読………

（事務局）　次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第４条により、会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長）それでは、本日の総会に付議する案件は、

第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

第３号議題　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地

　　　　　　認定）について

です。

□議長（会長）　なお、本日は在任委員１５名中１２名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長）　これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、川上会長職務代理者、山下裕委員にお願いいたします。

□議長（会長）　それでは、第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は２件、筆で、申請面積は㎡です。

番号１の申請農地は、氷見市＊＊番の田、㎡です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）へ譲受人の要望により所有権移転を行うものです。

譲受人は申請農地を譲渡人から長年に渡り借り受けて畑として利用され、大根や白菜等を耕作しています。譲渡人は９０歳と高齢であるため、お元気なうちに所有権の移転を申し出たと伺っています。

譲受人の経営耕地は㎡となります。

番号２の申請農地は氷見市＊＊番の田、㎡です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）へ譲渡人の要望により所有権移転を行うものです。

譲受人の経営耕地は約㎡で、申請地の隣りの番の田を所有・耕作しており、取得により一体的・効率的な耕作が見込まれるものです。

以上、今回の案件は、農地法第３条第２項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、原案のとおり許可を与えることとします。

□議長（会長）　次に、第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件４件につきまして、説明申し上げます。

番号１、地区はです。

この案件は、農地法第５条の規定による許可申請です。

使用借人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、使用貸人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記、現況ともに畑、面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的が、権利は使用貸借権設定です。

番号２、地区はです。

この案件も、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（株式会社＊＊）、譲渡人は東京都世田谷区＊＊丁目（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番・番、地目は登記、現況ともに田、面積は合計で㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的が、権利は所有権移転です。

番号３、地区はです。

この案件も、農地法第５条の規定による許可申請です。

使用借人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、使用貸人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記、現況ともに畑、面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的が、権利は使用貸借権設定です。

番号４、地区はです。

この案件も、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記、現況ともに畑、面積は㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的が、権利は所有権移転です。

（引き続き、許可基準について説明）

今回付された案件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（会長）　質問を受ける前に、先般＊月＊＊日に行いました＊＊委員と当該地区推進委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けたいと思います。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件いずれも、隣接地との境界が確定されていること、用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地耕作者からの承諾書及び氷見市土地改良区からの同意書が添付されています。

以上、今回のすべての案件につきまして、原案のとおり許可相当であると判断したことを報告いたします。

□議長（会長）　事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長）　次に、第３号議題　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第３号議題　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）２件につきまして、説明申し上げます。

　　　　　　　　番号１、地区はです。

　　　　　　　 申請人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番外筆、地目は筆ともに登記が畑、現況は山林で、面積は合計で㎡です。

　　　　　　　　番号２、地区はです。

　　　　　　　　申請人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記が畑、現況は山林で、面積は㎡です。

　　　　　　　　目的は、２件ともに非農地認定による非農地通知書交付申請があったものです。

　　　　　　　　現地調査を行ったところ、番号１は伐採後ではありますが、杉が植栽されていた跡が確認でき、立ち会った森林組合の方の見立てでは樹齢は１０齢級以上とのことでした。

番号２は雑木等が生い茂っている状態でした。

２件とも、今後、農地として原状回復は困難であると判断いたしますことから、申請者に対して非農地通知書を交付いたしたいと考えますが、交付してよろしいか、ご審議のほどをよろしくお願いします。

□議長（会長）　質問を受ける前に、先般＊月＊＊日に行いました＊＊委員と＊＊委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けたいと思います。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと＊＊委員及び事務局員、富山県西部森林組合担当者で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

申請地の状況は、資料の写真にありますとおりです。

現地及び現在の状況については、番号１は樹木伐採後でありましたが、樹木の太さが６０cm以上あり、森林組合担当者の言葉では１０齢級以上で、５０年は経過しているとのことでした。

また、番号２は写真のとおり雑木等が生い茂った状態でありました。

現地の状況から、今後、農地としての原状回復は非常に困難であると判断し、非農地としての認可相当と判断いたしたことを報告いたします。

□議長（会長）　ただいまの事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（＊＊委員）　　申請地で、今後何か事業等を行う予定はあるのか。

（事務局）　　　また、杉を植栽したい意向だと伺っています。

（＊＊委員）　　先般行った農地パトロールの結果を踏まえ、特に山手においては農業委員会として積極的に非農地認定を行う必要があるのではないか。

（事務局）　　　他市の状況等について調べ、検討したいと思います。

□議長（会長）　他に質問等はありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第３号議題の第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）につきまして、原案のとおり、非農地として認定することとします。

□議長（会長）　以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会１２月度定例総会を終了します。

～　その他連絡事項　～